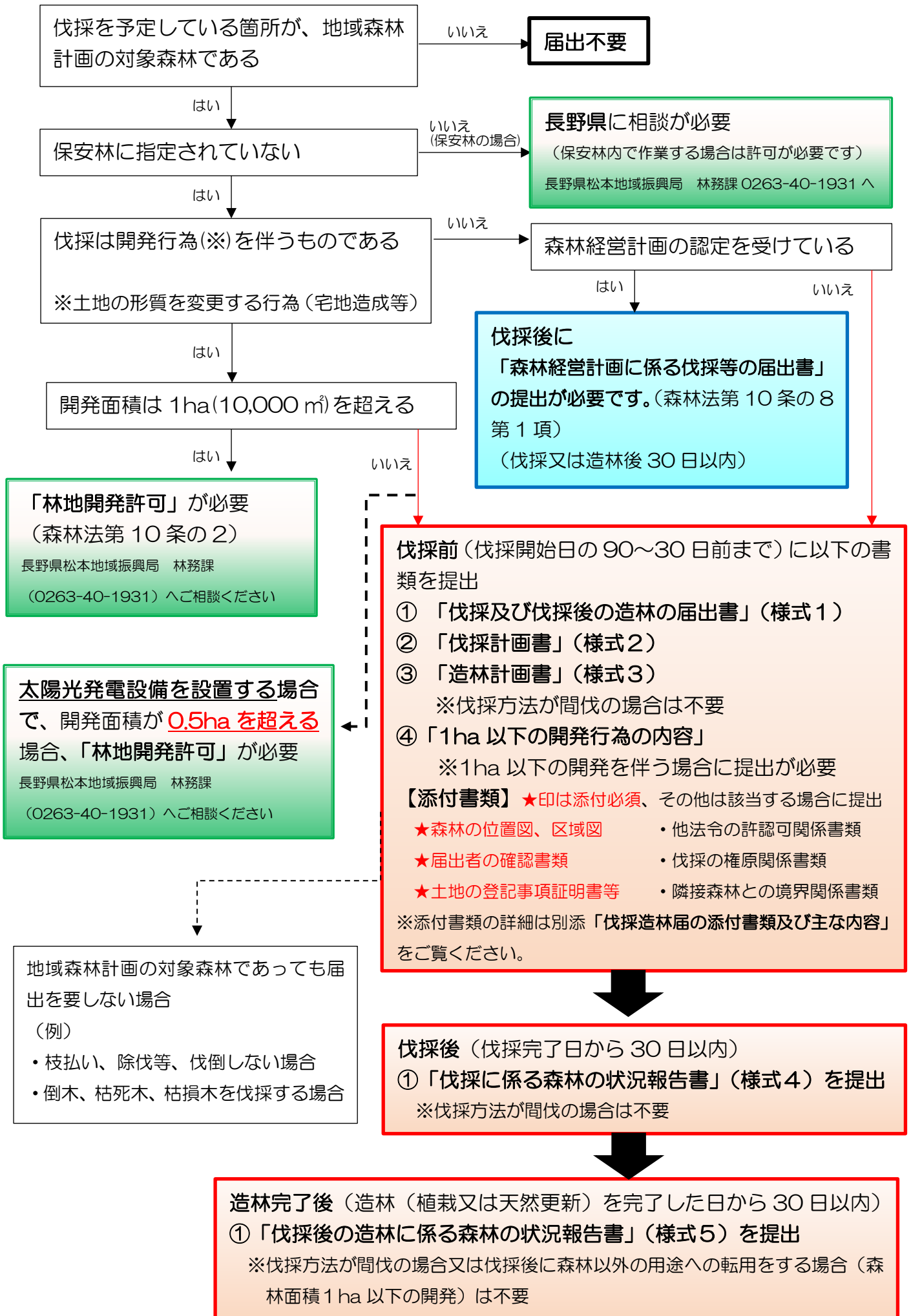


# 立木の伐採に係る手続きフロー（令和5年度～）



伐採を予定している箇所が、地域森林計画の対象森林である

いいえ

**届出不要**

はい

保安林に指定されていない

いいえ  
(保安林の場合)

**長野県に相談が必要**  
(保安林内で作業する場合は許可が必要です)  
長野県松本地域振興局 林務課 0263-40-1931 へ

はい

伐採は開発行為(※)を伴うものである  
※土地の形質を変更する行為(宅地造成等)

いいえ

森林経営計画の認定を受けている

はい

いいえ

**伐採後に**  
**「森林経営計画に係る伐採等の届出書」**  
**の提出が必要です。(森林法第10条の8**  
**第1項)**  
(伐採又は造林後30日以内)

はい

開発面積は1ha(10,000㎡)を超える

はい

**「林地開発許可」が必要**  
(森林法第10条の2)  
長野県松本地域振興局 林務課  
(0263-40-1931) へご相談ください

いいえ

**伐採前(伐採開始日の90~30日前まで)に以下の書類を提出**

- ① 「伐採及び伐採後の造林の届出書」(様式1)
- ② 「伐採計画書」(様式2)
- ③ 「造林計画書」(様式3)  
※伐採方法が間伐の場合は不要
- ④ 「1ha以下の開発行為の内容」  
※1ha以下の開発を伴う場合に提出が必要

**【添付書類】★印は添付必須、その他は該当する場合に提出**

- ★森林の位置図、区域図
- ★届出者の確認書類
- ★土地の登記事項証明書等
- 他法令の許認可関係書類
- 伐採の権原関係書類
- 隣接森林との境界関係書類

※添付書類の詳細は別添「伐採造林届の添付書類及び主な内容」をご覧ください。

**太陽光発電設備を設置する場合**  
**で、開発面積が0.5haを超える**  
**場合、「林地開発許可」が必要**  
長野県松本地域振興局 林務課  
(0263-40-1931) へご相談ください

地域森林計画の対象森林であっても届出を要しない場合  
(例)  
• 枝払い、除伐等、伐倒しない場合  
• 倒木、枯死木、枯損木を伐採する場合

**伐採後(伐採完了日から30日以内)**

- ① 「伐採に係る森林の状況報告書」(様式4)を提出  
※伐採方法が間伐の場合は不要

**造林完了後(造林(植栽又は天然更新)を完了した日から30日以内)**

- ① 「伐採後の造林に係る森林の状況報告書」(様式5)を提出  
※伐採方法が間伐の場合又は伐採後に森林以外の用途への転用をする場合(森林面積1ha以下の開発)は不要